

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	年金生活者支援給付金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

名護市は、年金生活者支援給付金に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

沖縄県名護市長

公表日

令和6年12月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	年金生活者支援給付金に関する事務
②事務の概要	年金生活者支援給付金に関する法律(平成24年法律第102号)等に基づき、年金生活者支援給付金に関する事務を行う。 この制度は、消費税増税に合わせて、年金(老齢、遺族、障害)生活者で、一定水準以下の所得のものに対して、支援金を給付するものである。行政手続きにおける特定の個人を識別する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①年金生活者支援裁定請求書の受理等に関する事務 ②年金生活者支援給付金受給候補者のデーターが日本年金機構から国保連合会を経由して送付されてくるデーターに所得情報を付加する事務
③システムの名称	国民年金システム、可搬型窓口装置、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サイボウズ(国保連合会)
2. 特定個人情報ファイル名	
年金生活者支援給付金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一第83の項、第95の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第59条、第68条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	名護市市民部市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	名護市市民部市民課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	名護市市民部市民課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月3日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	番号連携サーバーを利用する際は、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行う。申請者からマイナンバーが得られない場合、氏名、生年月日、住所の3情報を確認し、住基情報を照会する。 また人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・特定個人情報を含む書類は施錠できるキャビネットに保管することを徹底する。 ・特定個人情報は一目で分かるよう個別にファイリングし、書類の持ち出しや廃棄する際、混在しないようにする。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはないまた、本人の申請に基づき入手した特定個人情報は担当業務に必要な範囲かつ、担当者のみ閲覧等が可能となるよう申請書を施錠できるキャビネットにて管理している。その上で、事務に必要な情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続きに必要な項目のみ記入するよう案内している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月31日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	名護市総務部人事行政課	名護市地域政策部企画情報課	事後	
平成29年7月31日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ	名護市総務部人事行政課	名護市地域政策部企画情報課	事後	
令和1年6月21日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	名護市地域政策部企画情報課 沖縄県名護市一丁目1番1号 0980-53-1212(内線139)	名護市地域政策部企画情報課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212	事後	
令和1年6月21日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ	名護市地域政策部企画情報課 沖縄県名護市一丁目1番1号 0980-53-1212(内線139)	名護市市民福祉部市民課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212	事後	
令和1年6月21日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	令和1年6月21日時点	事後	
令和1年6月21日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	令和1年6月21日時点	事後	
令和1年6月21日	IVリスク対策	なし	新様式に係る項目追加		様式の変更によるもの
令和2年11月11日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一第95の項	番号法第9条第1項、別表第一第83の項、第95の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第59条、第68条の2	事後	
令和2年11月11日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	未定	実施しない	事後	
令和2年11月11日	I 5. 評価実施機関における担当部署①部署	名護市市民福祉部市民課	名護市市民部市民課	事後	
令和2年11月11日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	名護市地域政策部企画情報課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212	名護市市民部市民課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212	事後	
令和2年11月11日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ	名護市市民福祉部市民課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212	名護市市民部市民課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212	事後	
令和2年11月11日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年6月21日時点	令和2年9月30日時点	事後	
令和2年11月11日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年6月21日時点	令和2年9月30日時点	事後	
令和2年11月11日	IV6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	接続しない(入手)	事後	
令和2年11月11日	IV6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	接続しない(提供)	事後	
令和4年2月22日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年9月30日時点	令和4年2月22日時点	事後	
令和4年2月22日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年9月30日時点	令和4年2月22日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月22日	Ⅱ 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年2月22日時点	令和5年3月22日時点	事後	
令和5年3月22日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年2月22日時点	令和5年3月22日時点	事後	
令和6年3月8日	Ⅱ 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年3月22日時点	令和6年3月8日時点	事後	
令和6年3月8日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年3月22日時点	令和6年3月8日時点	事後	
令和6年12月3日	Ⅱ 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年2月22日時点	令和6年11月30日時点	事後	
令和6年12月3日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年2月22日時点	令和6年12月3日時点	事後	
令和6年12月3日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	なし	・十分である ・番号連携サーバーを利用する際は、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行う。申請者からマイナンバーが得られない場合、氏名、生年月日、住所の3情報を確認し、住基情報を照会する。 - また人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・特定個人情報を含む書類は施錠できるキャビネットに保管することを徹底する。 ・特定孤児情報は一目で分かるよう個別にファイリングし、書類の持ち出しや廃棄する際、混在しないようにする。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。	事後	様式の変更によるもの
令和6年12月3日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	なし	・目的外の入手が行われるリスクへの対策 ・十分である ・対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはないまた、本人の申請に基づき入手した特定個人情報は担当業務に必要な範囲かつ、担当者のみ閲覧等が可能となるよう申請書を施錠できるキャビネットにて管理している。その上で、事務に必要な情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続きに必要な項目のみ記入するよう案内している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式の変更によるもの